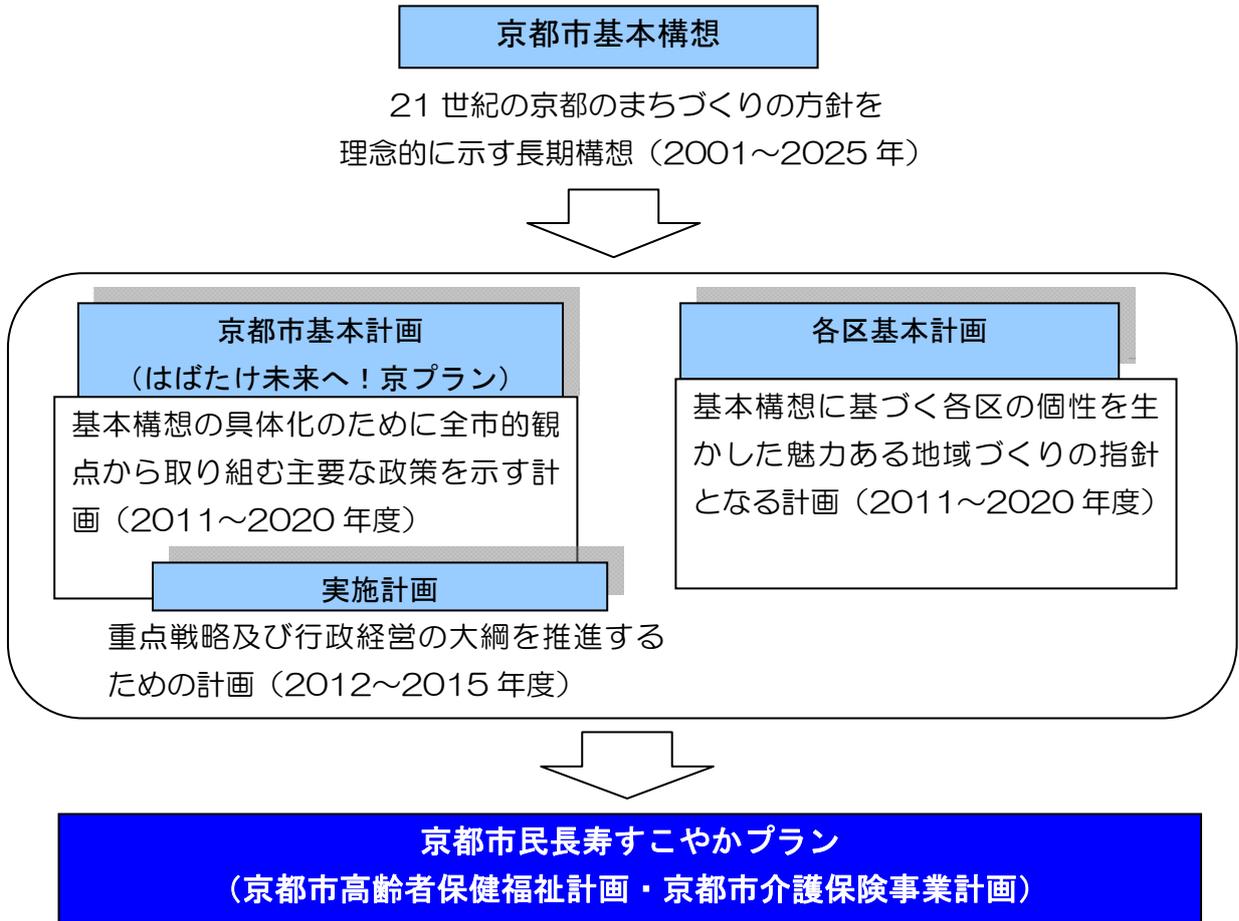


第1 京都市民長寿すこやかプランについて

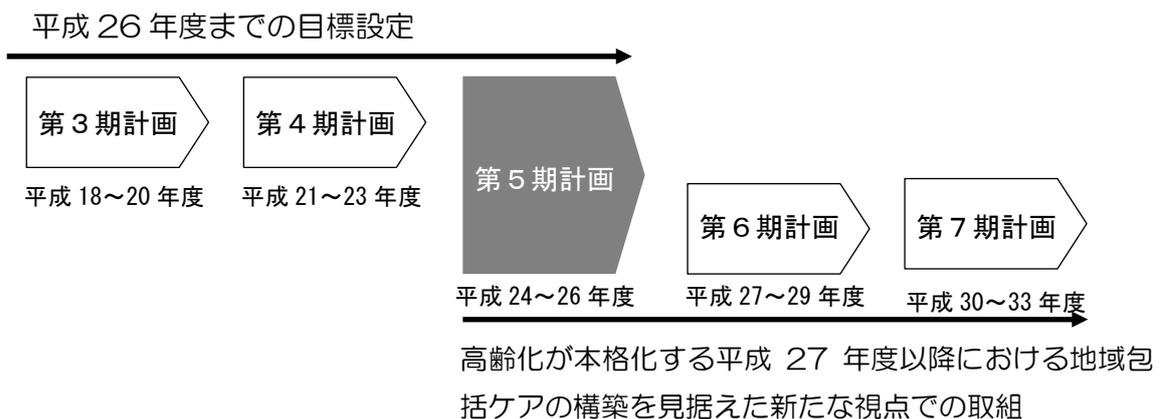
1 京都市民長寿すこやかプランの位置付け

京都市高齢者保健福祉計画と京都市介護保険事業計画を一体的に「京都市民長寿すこやかプラン」として策定しています。



2 計画の期間

第5期の計画期間は、平成24年度から26年度までの3年間です。

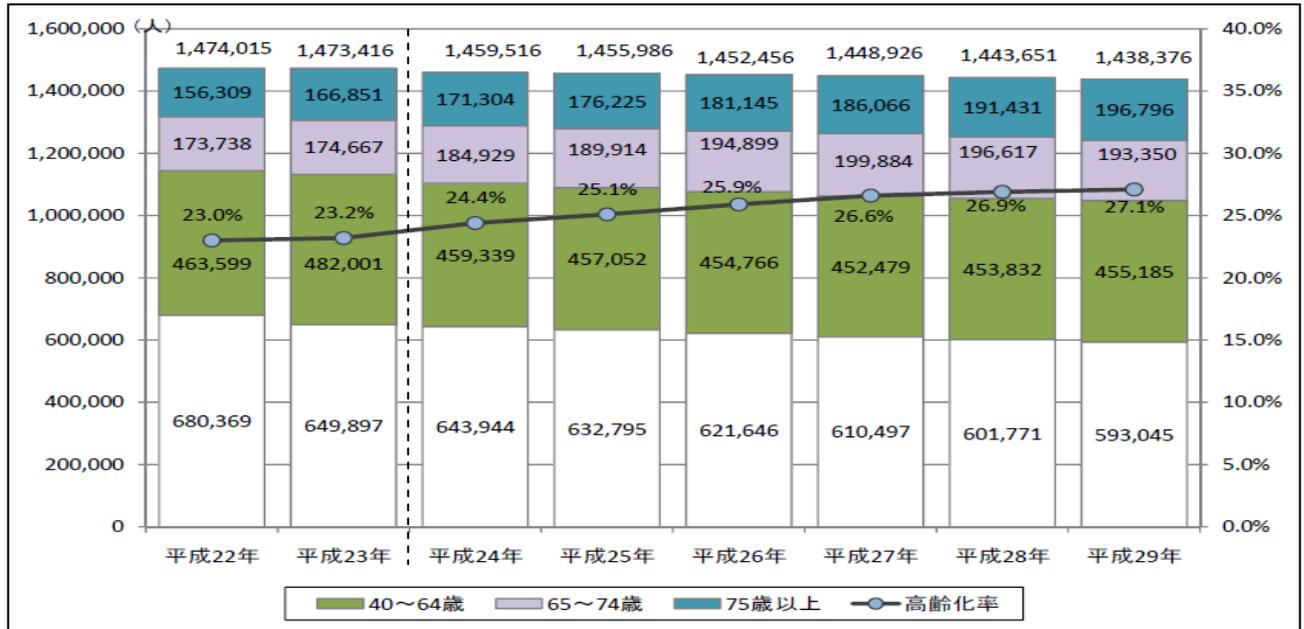


第2 今後の高齢者人口等の見通し

1 「団塊の世代」が高齢期を迎え、4人に1人が高齢者となる見込みです。

本市における高齢化率は、平成25年度に25%を超え、4人に1人が高齢者になると予測されます。また高齢者人口は、平成26年度には37万人を超えるると推計されます。

【総人口及び65歳以上人口の推移及び今後の推計】



資料：国勢調査（平成22年）

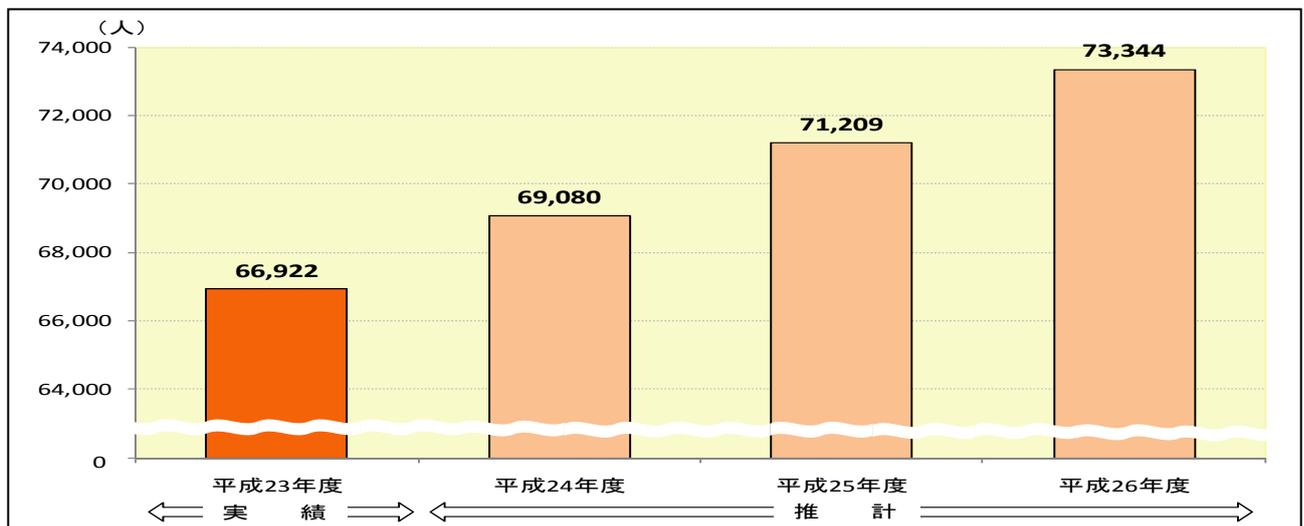
推計人口 京都市総合企画局情報化推進室情報統計課（平成23年10月）

平成24年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の市町村別将来人口（平成20年12月推計）」

2 要支援・要介護認定者数は約6千人増加する見込みです。

平成26年度における要支援・要介護認定者数は、7万3千人を超え、平成23年度と比較し、約6千人増加する見込みです。

【要支援・要介護認定者数の推移及び今後の推計】

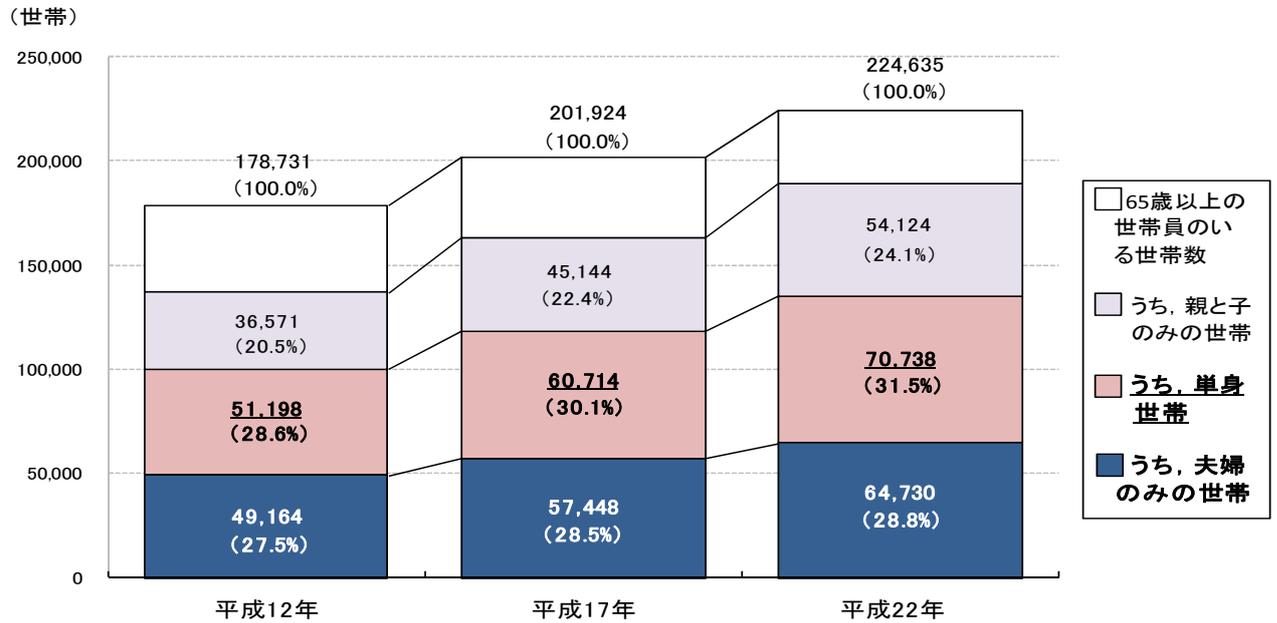


資料：京都市保健福祉局長寿社会部介護保険課

3 ひとり暮らしの高齢者世帯や認知症高齢者の増加が見込まれます。

ひとり暮らし高齢者等が増加する中、地域における見守りや支援がますます重要となっています。

【本市における高齢者のいる世帯数の推移】



また、認知症高齢者数は、平成18年度から平成22年度にかけて約1.4倍に増えており、今後更なる増加が予測されます。

【本市の要支援・要介護認定者数における認知症高齢者数（「認知症高齢者の日常生活自立度」Ⅱ以上の高齢者数）】

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
認知症高齢者数	2万5千人	2万9千人	3万2千人	3万2千人	3万5千人

※ 各年度10月時点の数値

資料：京都市保健福祉局長寿社会部介護保険課



第3 第4期プランの取組状況と課題

■ 第4期プランの重点課題ごとの取組状況

第4期プランに掲げた186の（うち新規31）の全ての施策・事業に着手し、計画の推進を図ってきました。重点課題ごとの取組状況は次のとおりです。

■ 重点課題1：認知症をはじめとする要介護高齢者及びその家族の生活支援

- ◇ 介護サービス基盤については着実に整備を進めているところであり、また認知症高齢者対策や権利擁護に関する取組も着実に推進しています。
- ◇ しかし、在宅ケア体制の充実（医療機関と福祉分野の連携等）については、今後、更に取組を推進する必要があります。

■ 重点課題2：総合的な介護予防の推進

- ◇ 地域包括支援センターにおける相談件数は年間約24万件に上っており、地域の総合相談窓口として、一定の機能を果たしています。
- ◇ 今後、高齢者や要介護認定者の増加に鑑み、介護予防サービスの提供を更に促進し、介護予防の推進を図っていくことが必要となっています。

■ 重点課題3：健康増進・生きがいづくりの推進

- ◇ 健康教室をはじめとする各種取組を継続して進めるとともに、敬老乗車証の交付や老人クラブに対する支援を引き続き実施しました。
- ◇ 平成22年度から新たに知恵シルバーセンターを整備したことから、利用促進を図るとともに、今後、高齢者が増加することに鑑み、高齢者がいきいきと活躍できる環境づくりを一層進めていく必要があります。

■ 重点課題4：地域における総合的・継続的な支援体制の整備

- ◇ 地域密着型サービスの着実な基盤整備や、地域包括支援センターを中心とした地域ケア関係機関相互のネットワーク化を進め、身近な地域におけるケア体制の充実に取り組みました。
- ◇ また、老人福祉員の増員や一人暮らしお年寄り見守りサポーターの養成を新たに開始するなど、一人暮らし高齢者への支援体制の充実を進めています。
- ◇ 今後も引き続き、地域密着型サービスの基盤整備を進めるとともに、地域ケアの充実に向け、ボランティア活動や市民福祉活動等の促進について、関係機関と連携し、更なる充実を図っていくことが必要です。



■ 重点課題5：介護保険事業の適正かつ円滑な運営

- ◇ 関係団体との連携の下、各種研修を実施し、介護サービスの質的向上を図るとともに、事業者への指導等を行うことにより、介護保険給付の適正化を図っています。
- ◇ 今後も、介護ニーズの増加が予測されるため、引き続き介護従事者の育成及び確保を支援するとともに、介護給付費の適正化など、介護保険事業が円滑に運営されるよう図ることが必要です。

■ 重点課題6：誰もが安心して暮らせるまちづくりの推進

- ◇ 世代間交流の重要性について啓発等に取り組んでいます。また、交通安全や消費者問題に関する啓発や相談事業、教室の開催などにも取り組んでいます。
- ◇ 改正高齢者住まい法を踏まえ、住宅部局とも連携し、高齢者の住まいに関する施策の検討を進めていく必要があります。

課題

東日本大震災を受け、日頃からの地域とのつながりが重要であることを強く再認識したところであり、地域の絆や地域力をより強固にすることが高齢者福祉施策・事業を構築していくうえでの前提であるとの考えの下、次の課題に対応する取組を進める必要があります。

- 1 認知症高齢者が地域で暮らし続ける支援の充実
- 2 心身ともに健やかな高齢期を過ごせる環境づくり
- 3 地域包括ケアを進めるための連携体制の強化
- 4 住み慣れた地域で暮らし続けるための介護サービスの充実

第4 第5期プランの基本的な考え方

基本理念

高齢者一人ひとりが、自らの意思に基づき、
住み慣れた地域で、いきいきと健やかに暮らせる
「健康長寿のまち京都」をみんなでつくる

政策目標

「高齢者の尊厳が保たれ、心身ともに健康で充実した『幸』 齢期を送ることができるまち」

「高齢者の知恵や経験、技能を生かし、活力ある長寿社会が実現されるまち」

「地域力を活かした高齢者を支えるネットワーク構築の推進により、安心して生活ができるまち」

「介護サービスの充実によって、そのひとらしい豊かな生活ができるまち」



①施策の 体 系



施策体系

重点課題 1 「世代間相互の理解の促進と認知症をはじめとする要援護高齢者支援の推進」

1 世代を超えて支え合う意識の共有	(1) 世代間の交流と理解の促進
2 認知症のある高齢者への支援と 高齢者の権利擁護の推進	(1) 認知症高齢者支援の推進
	(2) 高齢者の権利擁護の推進
	(3) 一人暮らし高齢者等への支援

重点課題 2 「生きがいつくりと介護予防の推進」

1 高齢者の生きがいつくり及び就労 の促進	(1) 多様な生きがいつくりの推進
	(2) 高齢者の就労支援
2 自主的な介護予防の取組の推進	(1) 自立支援のための介護予防ケアマネジメント体制の充実
	(2) 地域支援事業による介護予防サービスの提供
	(3) 主体的な健康づくりの推進
	(4) 予防給付による介護予防サービスの提供

重点課題 3 「高齢者の地域生活を支える体制づくりの推進」

1 高齢者を支えるネットワークの 推進	(1) 地域包括支援センターの機能強化
	(2) 地域ケア関係機関の連携
	(3) 在宅ケア体制の充実
	(4) 相談・情報提供体制の充実
	(5) 地域住民による自主的な活動の推進
2 高齢者が安心できる生活環境 づくりの推進	(1) 高齢者が安心して暮らせる住まいつくり
	(2) 高齢者が暮らしやすい生活環境づくり

重点課題 4 「安心して暮らせる介護・福祉サービス等の充実」

1 介護サービスの充実	(1) 24 時間 365 日の支援体制の拡充
	(2) 介護保険給付の適正化
	(3) 介護サービスの質的向上
2 保健福祉サービスの充実	
3 介護・福祉に従事する人材の確保・定着及び育成	

②京都市版地域 包括ケアシステム の概要



■ 基本的な考え方

本市に暮らす高齢者一人ひとりが、住み慣れた地域での生活を継続できるよう、日常生活圏域単位で、医療、介護、福祉をはじめ必要な支援体制を確保するとともに、高齢者を取りまくすべての関係機関と地域住民が、地域ぐるみで連携して助け合い、支え合うまちづくりを進めます。

■ 京都市版地域包括ケアシステムの骨格

- 地域包括ケアを推進するためには地域におけるネットワークの構築とその体制づくりが必要です。そのため、本市が市内61箇所に設置している地域包括支援センターを、ネットワーク構築の推進母体とし、地域包括ケアシステムの中核機関と位置付けます。また、十分に取組を推進できるよう、同センターの機能及び体制の充実を図ります。
- 地域団体や学生等を含めたネットワーク化を推進し、公的サービス・インフォーマルサービス含め、支援を必要とする高齢者の状態に応じた包括的なケアを行える体制を構築します。また、高齢者の身近な居場所づくりを進めるとともに、主体的な生きがいつくり、健康づくりの取組支援を充実します。
- 地域ケア会議（※）等を活用し、地区医師会をはじめとした専門的分野の各種団体との連携体制を強化し、日常生活圏域における保健・医療・介護・福祉の関係機関が相互理解を深め、高齢者の状態に応じた適切なサービスを提供できる体制を構築します。
- 地域に根ざした小規模な施設・居住系サービス（地域密着型特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム等）を重点的に整備するとともに、重度者をはじめとする要介護高齢者の在宅生活を支えるため、小規模多機能型居宅介護等の居宅サービスを着実に推進し、身近な地域で介護サービス基盤の充実を図ります。

※ 地域包括支援センターが、各関係機関が地域のネットワーク形成や社会資源情報の共有、地域内の高齢者福祉に関する意見交換をする場として開催するもの。区役所・支所はその開催に関して必要に応じ支援する。

■ 京都市版地域包括ケアシステムのイメージ（案）

【**住み慣れた地域**（日常生活圏域※）】



・地域の多様な担い手(民生委員
老人福祉員, 学区社協, 学生・ボラ
ンティアなど)との連携体制の構築

生活支援サービス

- 見守り,配食等の生活支援
- 成年後見制度(市民後見人等)
等権利擁護

・一人暮らし, 高齢者のみの
世帯, 認知症高齢者の増加
に対応

医療

- かかりつけ医
- かかりつけ歯科医
- 在宅ケアに関わる薬剤師
- 訪問看護ステーション看護師 等

・介護と医療の連携体制
の構築



地域包括支援センター
切れ目のない包括的なマネジメントの実施

介護

- 介護保険サービス
(居宅介護支援事業所(ケアマネジャー),
訪問介護, 通所介護, 認知症高齢者
グループホーム, 小規模多機能型居宅
介護サービス 等)

・地域に根ざした小規模な施設・
居住系サービスの重点的な整備
・在宅生活を支えるための居宅
サービスの充実

住まい

- サービス付き高齢者向け住宅
- 住宅改修支援 等

・高齢期になっても住み続ける
ことができる住まいの整備

・包括的・継続的ケア
マネジメント事業の強化

予防

- 地域介護予防推進センター
- 健康すこやか学級
- 老人福祉センター

・自主的な健康づくりの推進



区役所・支所 福祉部（福祉事務所） 保健部（保健センター）

- 介護保険に関する相談窓口（福祉事務所）
- 介護保険サービス外の高齢者福祉サービス相談窓口（福祉事務所）
- 健康づくりや精神保健福祉に関する相談窓口（保健センター）

・地域包括支援センターの
後方支援

【**市域**】

介護老人
福祉施設 等

在宅療養
あんしん病院 等

認知症疾患
医療センター

地域リハビリ
テーション
支援センター



※ 日常生活圏域について、本市
では高齢者保健福祉の圏域と
して、複数の元学区を束ねた
地域として76地域（概ね中
学校区数）を設定しています。

第5 重点課題ごとの取組方針と主な施策

重点課題1 世代間相互の理解の促進と認知症をはじめとする要援護高齢者支援の推進

《取組方針》

だれもが知恵や経験豊富な高齢者を敬う心をもつことで、すべての市民が高齢期における豊かな生活を感じることができ、世代を超えて支え合う社会を構築するため、長寿社会への理解と認識を深める取組を推進します。

また、認知症高齢者や一人暮らし高齢者などの要援護高齢者の増加が見込まれる中、認知症の早期発見に向けた取組や成年後見制度の充実などにより、認知症のある高齢者への支援や権利擁護に積極的に取り組むとともに、一人暮らし高齢者等の地域における見守りや支援を更に進めます。

《主な施策》

1 世代を超えて支え合う意識の共有

(1) 世代間の交流と理解の促進

- 高齢者どうしや世代を超えた交流ができる身近な居場所づくりの推進<充実>
- 子どもから高齢者まで多世代が憩い、健康づくり活動の場として利用できる公園整備の推進<充実>
- 学校におけるボランティア体験活動の推進と認知症の理解の促進

2 認知症のある高齢者への支援と高齢者の権利擁護の推進

(1) 認知症高齢者支援の推進

- 認知症の早期発見（認知症の早期診断）に向けた取組の推進<充実>
- 認知症疾患医療センターをはじめとする関係機関の連携の推進<新規>
- 認知症高齢者及びその家族を地域で支える仕組づくり<充実>

(2) 高齢者の権利擁護の推進

- 権利擁護に関する制度の周知・広報<充実>
- 成年後見制度の利用支援と専門職後見人以外の後見人の確保<充実>

(3) ひとり暮らし高齢者等への支援

- 「一人暮らしお年寄り見守りサポーター」の活動の充実<充実>



重点課題2 生きがいくりと介護予防の推進

《取組方針》

高齢者のライフスタイル（くらし方、生き方）に応じた生きがいくりと及び就労を推進するために、高齢者の多様性・自主性を尊重しながら、高齢者の知恵や経験、技能を、就労や社会参画など、社会のさまざまな分野に生かす取組を推進します。

また、高齢者が要介護状態になることを可能な限り予防するとともに、要介護状態になっても状態が悪化しないよう維持・改善を図るため、日常生活のなかでの自主的な取組を通じて高齢者が主体的に健康づくりに取り組めるよう、活動の場の提供に努め、保健センターにおける健康づくりの推進事業や、地域包括支援センターの保健師等による介護予防に関する知識・情報の普及啓発を進めます。

《主な施策》

1 高齢者の生きがいくりと及び就労の促進

(1) 多様な生きがいくりの推進

- 高齢者の多様な能力を活かす「知恵シルバーセンター」の運営
- すこやかフェアの開催やねんりんピックへの代表選手団派遣等社会参加に向けた事業の実施
- 市民ニーズに対応し、かつ持続可能な敬老乗車証のあり方の検討

(2) 高齢者の就労支援

- シルバー人材センター事業の充実

2 自主的な介護予防の取組の推進

(1) 自立支援のための介護予防ケアマネジメント体制の充実

- 地域包括支援センターにおける自立支援のための介護予防ケアマネジメントの実施＜充実＞

(2) 地域支援事業による介護予防サービスの提供

- 生活機能の低下が見られる方への運動教室等介護予防サービスの提供＜充実＞
- 健康すこやか学級をはじめとする一般高齢者向け介護予防サービスの提供＜充実＞

(3) 主体的な健康づくりの推進

- 地域での自主的な健康づくり活動支援＜充実＞

(4) 予防給付による介護予防サービスの提供

- 介護予防サービスの意識や必要性に係る利用者への周知



重点課題3 高齢者の地域生活を支える体制づくりの推進

《取組方針》

高齢者が孤立することなく、「地域による見守り」を実感しながら、住み慣れた地域で安心して生活するために、地域包括支援センターを中心に、京都のまちが培ってきた自治の伝統を生かした高齢者を支えるネットワークの構築を一層進めます。

また、高齢者ができる限り居宅において生活を続けるためには、安全で暮らしやすい生活環境になっていることが重要であり、住宅分野と介護分野との連携による高齢者に相応しい住まいづくり、災害時の避難支援体制の確保等の取組を進めます。

《主な施策》

1 高齢者を支えるネットワークの推進

(1) 地域包括支援センターの機能強化

- 地域包括支援センターの体制の充実と質の確保・向上のための取組<充実>
- 地域包括支援センターの広報の充実<充実>
- 高齢者支援に係る全市統一的なITネットワークシステムの導入<新規>

(2) 地域ケア関係機関の連携

- 医療と介護・福祉の連携を進めるための情報の共有<充実>
- 地区医師会、歯科医師会及び薬剤師会等との連携に向けた取組支援<新規>



(3) 在宅ケア体制の充実

- 体調不安時に重症化防止のため一時的に入院することで、在宅療養を支援する仕組みづくり<新規>
- かかりつけ医、かかりつけ歯科医及び在宅ケアに関わる薬剤師等の確保<充実>

(4) 相談・情報提供体制の充実

- 区役所・支所による地域包括支援センターの活動支援
- 見守り、配食サービス、買い物支援などインフォーマルサービスを含めた社会資源の体系的な情報提供<新規>

(5) 地域住民による自主的な活動の推進

- 学生をはじめとするボランティア活動や市民福祉活動等の推進<充実>
- 地域コミュニティの活性化の総合的かつ計画的な推進による、自治会・町内会、市民活動団体等への支援<充実>

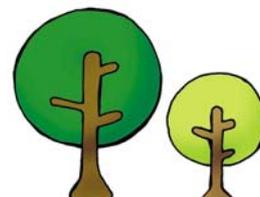
2 高齢者が安心できる生活環境づくりの推進

(1) 高齢者が安心して暮らせる住まいづくり

- サービス付き高齢者向け住宅等の高齢者にふさわしい住まいの整備促進<充実>
- 福祉・介護の専門家等による高齢者に応じた住宅リフォーム等への支援<充実>
- 民間賃貸住宅へ円滑に入居するための支援<充実>

(2) 高齢者が暮らしやすい生活環境づくり

- 災害時要援護高齢者の把握及び避難支援体制の確保<充実>



重点課題4 安心して暮らせる介護・福祉サービス等の充実

《取組方針》

だれもが住み慣れた地域でより満足度の高いサービスを受けられ、そのひとらしい豊かな生活を実現していくために、利用者等の様々なニーズに応えられる介護・福祉サービスの充実を図るとともに、介護・福祉人材の確保・育成といった基盤整備を進めていきます。

《主な施策》

1 介護サービスの充実

(1) 24時間365日の支援体制の拡充

- 地域に根ざした小規模な施設・居住系サービスの整備促進<充実>
- 重度者をはじめとする要介護高齢者の在宅生活を支えるための居宅サービスの充実<充実>

(2) 介護保険給付の適正化

- 介護サービス事業者の適正な指定・指導監督の実施

(3) 介護サービスの質的向上

- 介護相談員派遣事業の推進

2 保健福祉サービスの充実

- 地域における切れ目のない総合的なリハビリテーション体制の充実<充実>
- カウンセリング相談や介護者向け講習会等の充実をはじめとする介護家族への支援<充実>
- 緊急ショートステイ等緊急時に対応するサービスの充実<充実>

3 介護・福祉に従事する人材の確保・定着及び育成

- 教育機関・養成施設等との連携による人材確保<充実>
- 専門性の確立やキャリアアップに係る各種研修の体系的な実施と認定制度の創設<充実>



【横断的な取組】 地域包括ケアの推進

地域包括ケアについては、(1) 地域包括支援センターの機能強化を図ったうえで、圏域ごとの地域ニーズの的確な把握を行いながら、地域や高齢者の実情に応じ、各重点課題に掲げる(2)～(6)の取組を複合的に組み合わせることにより推進します。

《主な施策》



(1) 地域包括支援センターの機能強化

- 地域包括支援センターの体制の充実と質の確保・向上のための取組<充実>
- 地域包括支援センターの広報の充実<充実>
- 区役所・支所による地域包括支援センターの活動支援

(2) 生活支援サービス等の充実

- 高齢者どうしや世代を超えた交流ができる身近な居場所づくりの推進<充実>
- 成年後見制度の利用支援と専門職後見人以外の後見人の確保<充実>
- 「一人暮らしお年寄り見守りサポーター」活動の充実<充実>
- 学生をはじめとするボランティア活動や市民福祉活動等の推進<充実>
- 見守り、配食サービス、買い物支援などインフォーマルサービスを含めた社会資源の体系的な情報提供<新規>

(3) 医療との連携強化

- 体調不安時に重症化防止のため一時的に入院することで、在宅療養を支援する仕組みづくり<新規>
- 医療と介護・福祉の連携を進めるための情報の共有<充実>
- かかりつけ医、かかりつけ歯科医及び在宅ケアに関わる薬剤師等の確保<充実>

(4) 介護予防の推進

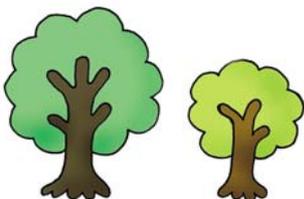
- 介護予防サービスの提供<充実>
- 地域での自主的な健康づくり活動支援<充実>

(5) 高齢者が安心して暮らせる住まいづくり

- サービス付き高齢者向け住宅等の高齢者にふさわしい住まいの整備促進<充実>
- 福祉・介護の専門家等による高齢者に応じた住宅リフォーム等への支援<充実>
- 民間賃貸住宅へ円滑に入居するための支援<充実>

(6) 介護サービスの充実

- 地域に根ざした小規模な施設・居住系サービスの整備促進<充実>
- 要介護高齢者の在宅生活を支えるための居宅サービスの充実<充実>



第6 介護サービス量の推計

1 第1号被保険者数の推計

平成26年度までの各年度における第1号被保険者数について、住民基本台帳人口及び外国人登録人口の推移から推計を行いました。

この推計によると、第1号被保険者数は、平成26年度まで毎年度約1万人ずつ増加し、平成26年度には361,855人となる見込みです。

【第1号被保険者数の推計】

	24年度	25年度	26年度
第1号被保険者数	342,083人	351,970人	361,855人
65～74歳	175,067人	180,641人	186,214人
75歳以上	167,016人	171,329人	175,641人
75歳以上比率	48.8%	48.7%	48.5%

※ 第1号被保険者数は住民基本台帳人口等から推計するため、第2の高齢者人口の推計値と一致しない

2 要支援・要介護認定者数の推計

平成26年度までの各年度における要支援・要介護認定者数について、第1号被保険者数の推計値と第4期の要支援・要介護認定者数の出現率等から推計しました。

その結果、要支援・要介護認定者数は、平成25年度において7万人を超え、平成26年度には73,344人となる見込みです。

【要支援・要介護認定者数及び出現率の推計】

	24年度	25年度	26年度
要支援・要介護認定者数	69,080人	71,209人	73,344人
要支援1	8,633人	8,871人	9,110人
要支援2	9,939人	10,211人	10,484人
要介護1	10,604人	10,923人	11,242人
要介護2	14,184人	14,624人	15,065人
要介護3	10,170人	10,509人	10,849人
要介護4	8,193人	8,471人	8,750人
要介護5	7,357人	7,600人	7,844人
要支援・要介護認定者数のうち 第1号被保険者数	67,446人	69,591人	71,734人
出現率	19.7%	19.8%	19.8%

3 施設・居住系サービスの利用者数及び整備等目標数の推計

施設・居住系の各サービスについて、利用者数及び整備等目標数の推計を下表のとおり行いました。

推計に当たっては、第5期プランの最終年度には、第3期プラン策定時に長期的な視点に立ち、目標年度として掲げた平成26年度に到達することから、第4期プランから連続性のある計画として、同プラン策定時の考え方を踏襲したうえで、以下の項目を勘案しました。

- 地域包括ケアの理念を実現していく計画とすること。
- 認知症対策の推進を行う計画とすること。
- 療養病床再編の延長を踏まえた計画とすること。

<参考> 第4期計画における施設・居住系サービス利用者数の推計方法

平成26年度における介護保険施設・居住系サービスの利用者数については、施設・居住系サービスにおいて想定される利用者の要介護度（例えば、介護老人福祉施設の場合、要介護3～5）の認定者数に対する割合が、第3期プランと概ね同水準になるように推計しました。

【施設・居住系サービスの利用者数の推計】 (人)

	サービス種別	24年度	25年度	26年度
施設サービス	① 介護老人福祉施設	5,120	5,364	5,763
	② 介護老人保健施設	3,672	3,839	3,904
	③ 介護療養型医療施設	2,358	2,358	2,358
	小計 (①～③)	11,150	11,561	12,025
居住系サービス	④ 認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	1,168	1,425	1,710
	⑤ 特定施設入居者生活介護 (介護専用型特定施設)	520	723	907
	⑥ 特定施設入居者生活介護 (混合型特定施設)	1,082	1,098	1,148
	小計 (④～⑥)	2,770	3,246	3,765
合計		13,920	14,807	15,790

【施設・居住系サービス事業所の整備等目標数】 (人分)

		24年度	25年度	26年度
施設サービス	① 介護老人福祉施設	5,085	5,233	5,536
	② 介護老人保健施設	4,009	4,129	4,129
	③ 介護療養型医療施設	2,826	2,826	2,826
居住系サービス	④ 認知症高齢者グループホーム	1,225	1,486	1,756
	⑤ 介護専用型特定施設	628	866	1,075
	⑥ 混合型特定施設	1,460	1,460	1,550



4 居宅サービス・地域密着型サービスの利用量の推計

各居宅サービス・地域密着型サービスの利用量は、居宅サービス・地域密着型サービス利用者数の増加に比例して増加するものとして、各サービスの利用率及び1人当たりの利用回数等の実績を考慮して推計しました。

【居宅サービス・地域密着型サービスの各サービスの利用量（推計）】

			24年度	25年度	26年度
介護給付	居宅サービス	訪問介護	2,818,368回	2,871,420回	2,924,472回
		訪問入浴介護	62,032回	62,997回	63,961回
		訪問看護	290,273回	295,775回	301,276回
		訪問リハビリ	199,686回	203,521回	207,355回
		居宅療養管理指導	69,540人	70,811人	72,083人
		通所介護	1,256,059回	1,284,362回	1,312,665回
		通所リハビリ	465,138回	475,380回	485,622回
		短期入所生活介護	294,226日	298,448日	302,744日
		短期入所療養介護	83,550日	84,829日	86,107日
		福祉用具貸与	208,452人	212,761人	217,069人
		特定福祉用具販売	6,144人	6,336人	6,540人
		住宅改修	5,148人	5,316人	5,484人
		居宅介護支援	359,904人	367,044人	373,380人
		地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	400人	800人
	夜間対応型訪問介護		6,502人	6,608人	6,714人
	認知症対応型通所介護		73,261回	74,281回	75,302回
	小規模多機能型居宅介護		8,840人	11,080人	13,320人
	複合型サービス		228人	456人	684人
	予防給付	介護予防サービス	介護予防訪問介護	83,866人	87,152人
介護予防訪問入浴介護			99回	103回	106回
介護予防訪問看護			10,812回	11,208回	11,605回
介護予防訪問リハビリ			14,586回	15,121回	15,655回
介護予防居宅療養管理指導			3,595人	3,734人	3,873人
介護予防通所介護			35,646人	37,019人	38,393人
介護予防通所リハビリ			9,137人	9,490人	9,843人
介護予防短期入所生活介護			2,437日	2,496日	2,556日
介護予防短期入所療養介護			264日	273日	282日
介護予防福祉用具貸与			37,828人	39,261人	40,693人
特定介護予防福祉用具販売			1,980人	2,028人	2,088人
住宅改修			2,988人	3,072人	3,156人
介護予防支援			136,116人	139,872人	143,592人
地域密着型介護予防サービス			介護予防認知症対応型通所介護	75回	79回
		介護予防小規模多機能型居宅介護	96人	120人	144人

注：1年間の利用量

第7 地域支援事業の量の見込み及び事業規模等

1 地域支援事業による介護予防事業の対象者数及び参加者数の見込み

要支援・要介護状態になるおそれの高い高齢者（二次予防事業対象者）を対象として、通所や訪問による「運動器の機能向上」、「栄養改善」、「口腔機能の向上」等の介護予防事業（二次予防事業）を実施するにあたり、事業の対象者数及び参加者数を見込みました。

	24年度	25年度	26年度
高齢者人口（推計人口）	342,083人	351,970人	361,855人
介護予防事業（二次予防事業）の対象者数	23,946人	24,638人	25,330人
介護予防事業（二次予防事業）の参加者数	1,437人	1,725人	2,026人

2 地域支援事業の規模及び構成

(1) 交付金対象となる地域支援事業費の上限

介護予防事業	2.0%以内
包括的支援事業・任意事業	2.0%以内
地域支援事業 全体	3.0%以内

(2) 財源構成

(%)

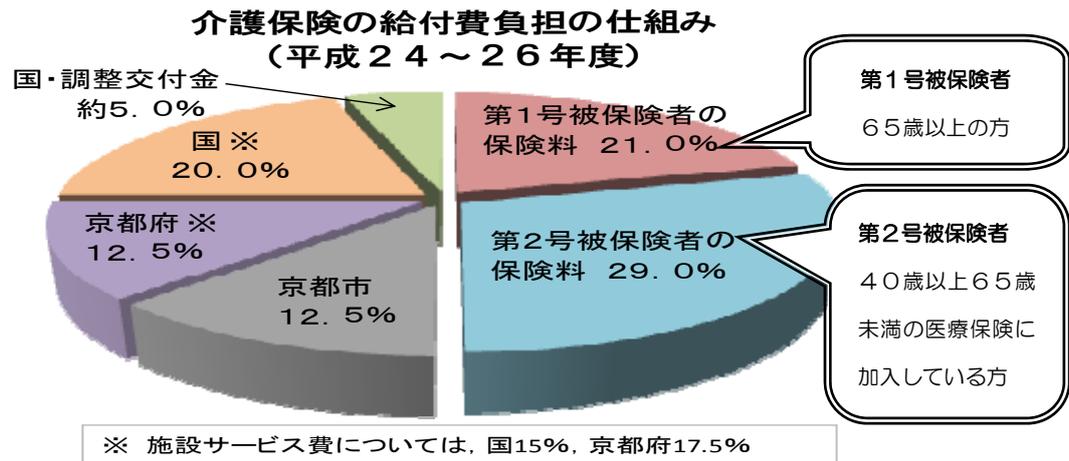
	国	都道府県	市町村	第1号保険料	第2号保険料
介護予防事業	25.0	12.5	12.5	21.0	29.0
包括的支援事業・任意事業	39.5	19.75	19.75	21.0	—

※第5期計画期間（平成24～26年度）に予定されている数字を記載

《参考》 第1号被保険者の介護保険料について

1 第1号被保険者の介護保険料の負担の仕組み

○ 第1号被保険者の介護保険料（以下「保険料」という。）は、市民に提供される総サービス量を反映しているため、介護サービスが充実し、サービス利用が多い市町村ほど保険料が高く設定されることとなります。



2 本市における保険給付費の第5期の見込み

○ 保険料算定の基礎となる第5期計画期間中の保険給付費・地域支援事業費の見込みについては、介護報酬改定等の、現時点では不確定な要素があるため、正確に算定できませんが、3,250億円から3,330億円程度となる見込みです。

【第5期における保険給付費等の見込み】

	第5期計画（見込み）	第4期計画
保 険 給 付 費	3,160億円～3,230億円	2,684億円
地 域 支 援 事 業 費	90億円～100億円	79億円
合 計	3,250億円～3,330億円 (第4期比17.6%～20.5%上昇)	2,763億円

3 第1号被保険者の保険料について

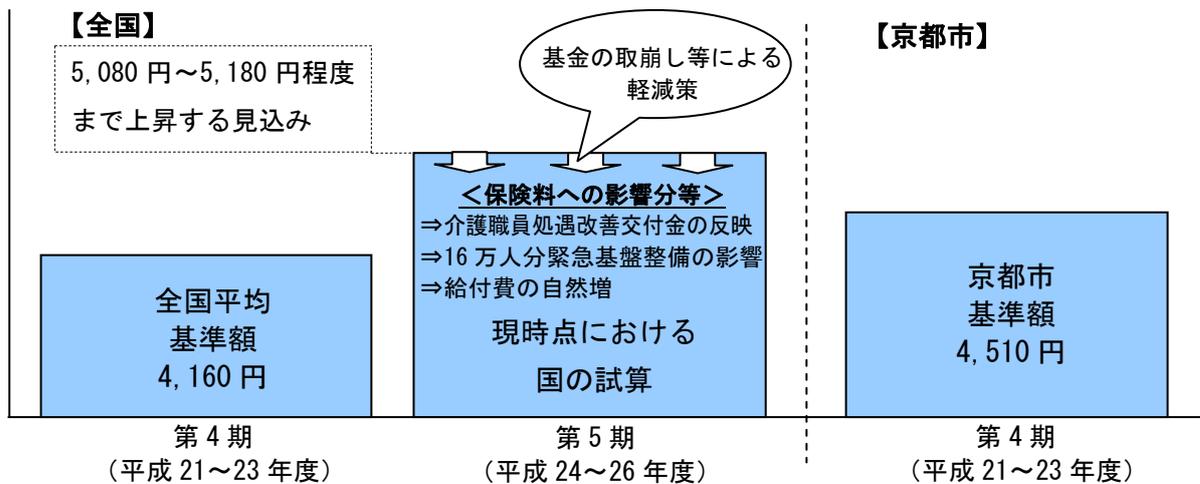
○ 保険料基準額は、次の方法により算出します。

$$\left[\begin{array}{l} \text{保険給付費} \times \text{約} 21\% \text{ ※1} \\ + \text{地域支援事業費} \times 21\% \\ + \text{財政安定化基金拠出金} \\ - \text{京都府介護保険財政安定化基金の取崩しによる交付金} \end{array} \right] \div \left[\begin{array}{l} \text{保険料の負担} \\ \text{割合で補正した} \\ \text{被保険者数} \end{array} \right] \div 12 \text{月} \text{ ※2}$$

※1 第1号被保険者の所得分布や75歳以上の後期高齢者の割合によって国の調整交付金が異なることから、第1号被保険者の負担割合は市町村ごとに異なります。標準的な市町村では21%となります。

※2 (各段階の第1号被保険者数×保険料率)の合計

- 第5期保険料については、今後予定されている介護報酬改定や、京都府介護保険財政安定化基金の取崩しによる交付金等の影響により、変動が見込まれ現時点で具体的な算出を行うことは困難です。
- 全国平均の第4期保険料基準額（月額）は、4,160円となっていました。現時点における国の試算では、①介護職員の処遇改善、②緊急基盤整備の影響、③高齢化に伴う保険給付費の自然増等を踏まえ、全国平均の第5期保険料基準額（月額）は、5,080円～5,180円程度となることが示されています。
- また、第5期保険料については、上記①～③による影響のほか、保険給付費に対する第1号被保険者及び第2号被保険者それぞれの負担割合の見直しや、介護報酬の地域区分の変更等が見込まれます。
- 本市の第4期保険料基準額（月額）は4,510円と設定しましたが、今後の国の動向に留意しつつ、これらの影響を踏まえて、第5期保険料の設定を行っていく必要があります。



資料：第72回社会保障審議会介護給付費分科会（平成23年4月13日）を京都市保健福祉局長寿社会部介護保険課にて再構成